

役員規程

社会福祉法人しおかぜ

社会福祉法人しおかぜ 役員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しおかぜの役員を選任、就任、退任、服務、定年の取扱い及び報酬、その他役員に関する基本的事項について定めたものである。

- ここに定める以外の事項は、関係法令、定款、理事会・評議員会の決定に従うものとする。

(役員の変義)

第2条 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の役員に適用する。

(理事の形態)

第4条 役員については以下の形態を構築し安定した経営及び業務運営を行うこととする。

- 専任理事・・・理事のうち、法人内において継続かつ定期的に就業する者をいう。
- 兼任理事・・・兼任理事とは、この法人の職員のうち、理事を兼任する者をいう。
- 非常勤理事・・・上記①②以外の理事をいう。

(役員の変割)

第5条 理事の変割は別に理事長が定め、評議員会の承認を得て該当年度の法人運営を安定且つ堅実に行うこととする。

- 監事の変割は、法人の業務監査及び会計監査を行う事を職務とし、法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われない様、理事会・評議委員会へ報告する義務を持つこととする。

第2章 選任・就任

(役員の変任)

第6条 役員の変任は、評議員会の決議によるものとする。

- 役員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書他必要な書類を提出しなければならない。

(職員が理事を兼任する場合)

第7条 職員が理事を兼任する場合は、就業規則による定年までは原則職員の身分のままとする。但し、専任理事に就任する場合は就任時点にて職員を退職し就くこととする。

2 兼任理事の労働条件その他取扱いについては、職員就業規則に定めるとおりとする。

(理事長の選任)

第8条 理事会は、理事の中から理事長を互選により選任しなければならない。尚、定款に定めるとおり評議員会にて承認を得る事とする。

第3章 退任

(役員の退任)

第9条 役員は任期満了及び辞任による。

(任期満了)

第10条 役員はその任期が満了したときに資格を失う。但し、定款・法令に別の定めのあるときはこの限りではない。

(辞任)

第11条 役員が辞任する場合は、原則として2か月前までに理事長に届け出るものとする。

(解任)

第12条 役員は理事会・評議員会の承認を得て、評議員会の決議によって行ふ。

(資格喪失)

第13条 役員に社会福祉法第36条第4項に定める欠格事由が生じた場合には、役員は資格を失うものとする。

第4章 服務

(心得)

第14条 役員は業務の執行にあたって、以下の各号の定める事項を遵守しなければならない。

- ① コンプライアンス（いわゆる法令遵守）の徹底、またそのことに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること。
- ② 法人倫理、社会貢献など法人の信頼、ブランド力の維持向上に必要な職員への指導、助言等また自ら必要な取り組みに努めること。
- ③ 定款、職務分掌その他法人の定める規則等に従って、所管業務を遂行すること。
- ④ 法人理念及び経営方針並びに理事長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること。

(禁止事項)

第15条 役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ① 法人の承認を得ないで、他の法人や企業の役員又は使用人になること。
- ② 法人の承認を得ないで、事業経営又は内職をすること。
- ③ 職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。
- ④ 職務上の地位を利用して他役員、職員に法令等に違反する行為の指示、命令、教唆または強要すること。
- ⑤ 職務上の地位を利用して他役員、職員に法令等に違反する行為を行うことの許可、承諾または黙認すること。
- ⑥ 法人及び経営施設の機密を漏らし、または法人及び経営施設の不名誉・不利益となる行為をすること。

(勤怠管理)

第16条 役員員の就業時間及び休日等に関しては以下の各号に定めるとおりとする。

- ① 専任理事については、勤怠管理を行わないが、定款に定める職務を執行できるよう適時適切に就業しなければならない。
- ② 兼任理事については、職員就業規則に基づき勤務しなければならない。
- ③ 前2号以外の役員については、就業時間及び休日等を定めない。

(欠勤・遅刻・早退・休暇等の連絡)

第17条 役員が欠勤・遅刻・早退等をする場合は以下の各号に定めるとおりとする。

- ① 専任理事については、必要に応じて理事長及び関係部門へ連絡をし、業務に支障のないよう努めるものとする。
- ② 兼任理事については、就業規則に基づき連絡しなければならない。

- ③ 前2号以外の役員については、その限りではない。

第5章 定年

(役員の定年)

第18条 役員は以下の各号に定めるとおりとする。

- ① 原則役員は定年を定めず、任期満了後選任・解任・退任をもって定める。
- ② 役員には各任期があり、任期終了後選任・解任・退任をもって定める。
- ③ 兼任理事が職員として定年退職した場合には、役員任期終了までは非常勤理事となる。但し、嘱託職員として再雇用された場合には、その限りではない。

第6章 役員報酬等

(役員報酬)

第19条 役員は報酬については、別に「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を定める。

附則

この規定は平成29年4月1日より施行する。